

「ながスマおやこ手帳」 イベント情報掲載規約

（目的）

第1条 この規約は、「ながスマおやこ手帳」（以下「本アプリ」という。）におけるイベント情報の掲載について必要な事項を定めるものである。

（対象団体）

第2条 本アプリへのイベント情報を掲載することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人
- (3) 主に長浜市で活動する団体（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前項の規定に関わらず、市長は、本アプリへのイベント情報掲載を希望するものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベント情報の掲載を行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行っている、又は過去に行った等により、これらに反するおそれがあると認められる団体
- (2) 前号に掲げる団体と密接な関係を有する団体
- (3) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を構成員に含む団体
- (4) その他、本アプリに掲載することが適当でないと認められる団体

（対象イベント）

第3条 本アプリに掲載することができるイベント情報は、原則として長浜市内を開催地とし、その内容が、こども・子育て支援又は健康の増進に寄与すると思われる内容でなければならない。

2 前項の基準を満たすものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政治的又は宗教的な活動であるもの
- (5) 営利目的又は営利的性格が強いもの
- (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (7) その他、本アプリに掲載することが適当でないと認められるもの

（申込手続等）

第4条 本アプリへのイベント情報の掲載を希望する団体は、掲載希望日の5日前（市の休日を除く）までに、次に掲げる書類をこども家庭支援課に提出するものとする。

- (1) ながスマ情報提供希望シート（様式第1号）
- (2) チラシ、パンフレットなどイベントの概要がわかるもの

2 前項第2号の資料に用いられている画像等の著作権及び肖像権については、申請者の責任に

において必要な処置を講じているものとする。

(掲載の取消し)

第5条 第2条及び第3条の規定に適合しなくなった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 本アプリに掲載後、第2条及び第3条の基準に反することが判明した場合
- (2) ながスマ情報提供希望シートの記載事項等に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他掲載することが不相当と判断した場合

(掲載の中断、停止)

第6条 システム保守、災害などの不可抗力、その他不測の事態によりサービスの提供が困難と判断した場合、申請者の承諾なしにサービスの一部もしくは全部を一時中断、又は停止する場合がある。

2 前項の規定に基づく掲載の中断又は停止に伴い、申請者に不利益又は損害が発生した場合、長浜市はその責任を負わない。

(免責事項)

第7条 本アプリに掲載すること又は掲載しないことによって発生した一切の不利益及び掲載したイベントにおいて行われた一切の行為について、長浜市は何らの責任をも負わない。

附則

この規約は、令和8年10月26日から実施するものとする。